

令和 6 年度第 3 回
東京都ギャンブル等依存症
対策推進委員会

令和 7 年 1 月 2 1 日（火）

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これから令和 6 年度第 3 回東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、本会議にご出席いただきありがとうございます。

東京都福祉局精神保健医療課でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はオンラインと対面の併用での開催とさせていただきます。本会議は公開となっておりますので、議事の内容は記録作成後、公表される予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、オンラインでご参加の皆様には事前に配付させていただいております。

資料は、次第のほか、資料 1 から資料 5 まで、参考資料 1 から 5 まででございます。

ご確認いただきまして、不足等ございましたらお知らせください。事務局宛にメールでご連絡をいただければ対応させていただきます。

続きまして、議事進行に当たりまして、幾つか、注意事項をご説明いたします。

会場参加の委員におかれましては、本日はペーパーレスの観点から、紙資料の配付を省略しております。お手元にお配りしたタブレット端末にデータをダウンロードしておりますので、こちらをご覧ください。

オンライン参加の皆様に関しては、本日はオンラインとの併用開催となっておりますので、ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。マイクをオン状態のままにしますと、ご自身の周辺の音がこちらの会場にそのまま聞こえてしまう可能性がございます。

次に、委員の出欠状況でございますが、本日、伊波委員、井上委員、河西委員、中村委員、平川博之委員、山中委員の 6 名から欠席のご連絡を頂戴しております。それ以外の委員の皆様からは、ご出席のご連絡を頂戴しております。

本日の議事でございますが、お手元の次第に従いまして、おおむね 16 時までを予定しております。

それでは、議事に移りたいと思います。以降の進行は、真田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○真田委員長 それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、次第の（１）になります。東京都依存症専門医療機関の追加選定についてということになります。

こちらは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず資料 1 についてご説明させていただきます。

資料 1 「東京都依存症専門医療機関の追加選定について（報告）」という表題のもの

になります。

東京都では、都内に所在地を有する医療機関のうち、対象の依存症に関する治療を行っており、選定基準を満たした医療機関を依存症専門医療機関として東京都知事が選定しております。

これまでは、昭和大学附属烏山病院が依存症専門医療機関として選定されておりましたが、これに令和6年12月1日付けで、よしの病院を追加選定しておりますので、ご報告させていただきます。

また、ギャンブル等依存症ではございませんが、薬物依存症において、多摩あおば病院も同時に選定しておりますので、本資料において併記させていただいております。

なお、依存症治療拠点機関は、依存症専門医療機関のうち、依存症に関する情報発信や研修を行うなど、東京都における治療拠点となる医療機関を東京都知事が選定するものですが、こちらは昭和大学附属烏山病院にお願いしているところでございます。

ギャンブル等依存症の治療を行うことができる依存症専門医療機関を多く選定し、治療を必要とする方が質を確保された医療にアクセスしやすい医療提供体制の整備が急務と捉えておりますので、引き続き、依存症専門医療機関の追加選定などの取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

本議題について、何か、ご質問はありますでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 専門医療機関と治療拠点機関の主な役割の違いというのを教えていただいてよろしいですか。

○事務局 はい、かしこまりました。違ってくるのは、基本的には、研修であるとか、連携会議の開催などを治療拠点の事業としてやっていただいております。

具体的に治療拠点機関の要件を申しますと、都道府県等の依存症専門医療機関の連携拠点機関として、活動実績を取りまとめ、全国拠点に報告すること、活動実績の取りまとめに当たっては都道府県と連携を行うこと、また、都道府県等において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと、都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を行うこと、こういったことが挙げられております。

以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○真田委員長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、次の議題に移りたいと思います。

次第の（２）東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定についてです。

次第にありますように、「第2回推進委員会における主な意見」、「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（素案概要）」、もう1つが、「次期東京都ギャンブル等依存

症対策推進計画（素案）」、この３つに分かれております。

まず、事務局からまとめて説明をしてもらった上で、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から、この３つについての説明をお願いいたします。

○事務局 まず、資料２、件名が「令和６年度第２回東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会における各委員の主な意見」と書かれているものになります。

こちらについて、ご説明いたします。

こちらは、前回の第２回推進委員会で委員の皆様からいただいた意見をまとめさせていただいたものとなります。前回の振り返りとなりますけれども、幾つかご意見を抜粋して紹介させていただいております。

なお、２枚目には、第１回委員会でのご意見を参考として掲載しております。

「議題（２）東京都立（総合）精神保健福祉センターにおける相談の実施状況について」という事項についてのご意見ですけれども、「センターの相談対応に当たって、プログラム等も足りていないと考えているので、民間団体をもっとたくさん連携してほしい。」「普通の人ギャンブル等依存症に陥ることもあるが、相談対応など、どうしていいかわからず、時間やお金を使ってしまうことがある。ポスターやインターネットなどを利用した普及啓発によりカバーしていくとよいのではないか」といったご意見を頂戴しております。

次に、「議題（３）東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定について」に関するご意見ですが、「ギャンブル等依存症と犯罪が近くなっている、警察からも治療や家族会があることなどを伝えてほしい、また、警察でも相談研修を行い、民間団体と連携してほしい」、「若い当事者向けには、スマホなどで見られるよう、インターネット、SNSなどによる情報発信が必要ではないか」など、借金問題に関わる相談窓口の広報の方法についてご意見を頂戴しております。

このほか、「法律問題が生じている場合も、背景にある依存症問題等も考慮する必要があり、弁護士の相談に精神保健福祉センターの相談員が付き添うなど、相談の現場における多職種連携の在り方も検討したほうがよいのではないか、このような取組は、まずは困難ケースやモデルケースに限定して実施できないか」といったご意見もございました。

「学校教育においては、高校生向けに体験談を伝えるツールなどの開発が必要ではないか、また、私立学校への予防教育の働きかけも必要」など、予防教育に関するご意見も頂戴しております。

都としても、いただいたご意見を踏まえて、推進計画（素案）の検討を進めてまいりました。本人やご家族が必要とする支援、治療を受けることができるよう、継続して取組の検討実施を行ってまいります。

続きまして、資料３の「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画【素案概要】」

をご覧くださいければと思います。

こちらについてご説明いたします。

前回の第2回推進委員会で、資料4として、「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画 【骨子案】」、資料5として、「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画における主な取組（概要）」という形でお示ししております。

骨子案では、項目出しとそれぞれの概要をお示したところですが、今回の素案も骨子案と同じ枠組みで作成しております。骨子案に具体的な文書をつけたものが今回の素案となっております。

こちらについて、概要版で説明させていただいたほうが全体的な構成をご理解いただきやすいものと考えますので、まずは資料3の概要をもってご説明させていただきます。

その後、実際の素案本文となる資料4で、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

加えて、本日ご説明する内容についてですが、本委員会において委員の皆様幅広いご意見を頂戴し、都としても予算要求を通じて来年度実施する事業を整理してまいりました。

少しでもご意見に沿う事業を実施すべく対応しており、この内容をいち早くお伝えしたいところですが、都の予算発表がまだ行われていませんので、大変恐縮ではございますが、現時点では新規事業等について具体的なご説明をすることはできません。

そのため、資料4の素案でも、25ページ以降の「第5章具体的な取組」で、「今後の取組等は現在調整中」と注意書きを入れさせていただいており、ご容赦ください。

本計画は、令和7年度からの3か年計画となります。

令和7年度に着手する事業については、予算の公表後、改めて素案の修正版を委員の皆様にお送りするなどしてご案内する予定でおります。

今回、新規事業として実施する予定とならない事業につきましては、引き続き、令和8年度、令和9年度の取組について検討を進めてまいります。その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、素案概要の内容についてご説明させていただきます。

資料3の「素案概要」をご覧ください。

こちらは、資料4の素案の内容を3枚にまとめたものになります。

まず、1ページ目からご覧ください。

「第1章 はじめに」の部分ですけれども、こちらには計画策定の趣旨、位置づけ等を記載してございます。

ギャンブル等により日常生活への支障、多重債務問題などが発生するおそれがあるなど、その背景、課題を記載し、都では法に基づき都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定する旨を記載してございます。

また、この計画期間は令和7年度から令和9年度を予定してございます。

次に、「第2章 ギャンブル等依存症に関する状況等」としまして、ギャンブル等の状況をデータ等でご説明しております。

『令和5年度「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査」』については、第2回委員会でも結果の概要についてご報告させていただいておりますが、過去1年間におけるギャンブル等依存が疑われるもの（PGSI 8点以上）の割合については、全体が1.7%となっており、内訳としては、男性2.8%、女性0.5%になっております。

インターネットを使ったギャンブルの購入方法について、全ての公営競技などにおいて、「主にオンライン」、または「(オフラインとオンラインの)両方」で行うと回答した者の割合が過半数を超えております。

このほか、ギャンブル問題に気が付いてから初めて病院や相談機関を利用するまでの期間は、当事者は平均2.9年、その家族が3.5年であったこと、また、相談機関につながるきっかけについて、当事者では「家族にすすめられた」、家族では「自分からホームページで探した」が過半数を超えていたことなどを記載しております。

続いて、「都内における公営競技の状況」ですが、第1回委員会でも統計データをお示ししており、素案ではグラフの表示単位を億単位にするなど、軽微な修正を加えております。

基本的な傾向としては、入場人員はコロナを経て減少しておりますが、売上金自体は増加しておりました。

精神保健福祉センターにおける相談状況（ギャンブル等・延べ人数）についても第1回委員会でお示ししておりますが、相談件数が増加傾向にあることをご説明しております。

このように、第2章で国の実態調査の結果や統計データを改めてまとめております。

次に、2ページ目をご覧ください。

「第3章 第1期推進計画における事業の実施状況」についてですが、これは現行計画期間、令和4年度から令和6年度までにおける各取組の実施状況を記載しております。

これについては、第2回委員会の資料2で、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画 実施状況一覧」をお示ししておりますが、その事業の一部について抜粋し記載しております。

区分は、「予防教育・普及啓発」、「相談・治療・回復支援」など、5つに分類しております。

例えば、「予防教育・普及啓発」については、依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、リーフレットを活用し、ホームページ等で情報発信を実施しております。

また、「相談・治療・回復支援」については、都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、専門相談員による相談を実施し、また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定。治療拠点機関では、受診後の患者支援事業などの取組

を行っております。

「依存症対策の基盤整備」については、センターにおける相談支援従事者向けの研修や、市町村の関係機関による連携会議の実施、依存症治療拠点機関における医療従事者向け研修・医療機関向け連携会議の実施を行っております。

「関係事業者の取組」としては、相談窓口の設置と周知、本人申告・家族申告による入場制限、インターネット投票へのアクセス制限などを行っております。

「多重債務問題等の取組」としては、消費者向けの総合的な情報提供、違法に行われるギャンブル等の取締りなどを行っております。

「第4章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等」では、視点と基本的な考え方を示し、ギャンブル等依存症対策の方向性として、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、5つの取組を推進するものとしております。

続いて、「第5章 具体的な取組」をご覧いただきたいのですが、これまでの5つの区分ごとに課題と具体的な方向性をお示ししております。

方向性のところに、米印で「下線部は検討中事業」として記載しておりますが、こちらは今後予算が公表された段階で取り組む事業としてお知らせしていく予定でおります。

例えば、「予防教育・普及啓発」では、情報の一元化・アクセス向上による効果的な普及啓発の実施などを前の資料で書かせていただいております。

「相談・治療・回復支援」では、専門医療機関を追加選定など、引き続き取組を進めてまいります。

「第6章」では、「推進体制と進行管理」について。

「第7章」では、まとめを記載する予定でおります。

資料3についての説明は以上でございます。

続きまして、資料4の「次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画【素案】」についてのご説明をさせていただきます。

こちらの資料は、先ほど申し上げましたように、骨子に文章を付け加えて全文を書くような形にしております。その中で、今回、追記した部分と強調したい部分などに下線を引いておりますが、その部分を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ以降の「第1章」につきましては、先ほどの資料3でもご説明しましたが、計画策定の趣旨、計画期間などを記載しております。

次に、3ページ以降の「第2章」でございますが、ギャンブル等依存症について記載しております。

その中で、5ページで、参考情報という形で、世界保健機関（WHO）が、平成30年に公表している国際疾病分類（ICD-11）を追記しております。こちらはまだ日本国内では適用されておきませんが、物質使用症と嗜癖行動症が区分され、嗜癖行動症の中にギャンブル行動症がカテゴライズされることなどの変更がありましたので、参考としてお示ししております。

このほか、国の行った実態調査結果の概要や、都内のギャンブル等に関する状況などの現状に関するデータなどを更新しております。

そして、17ページ以降の「第3章」でございますが、現行計画における各事業の実施状況をまとめてございます。

例えば、「予防教育・普及啓発」など、各区分について取組を示しております。

続いて、22ページ以降の「第4章」では、「都におけるギャンブル等依存症対策の方向性」としまして、視点と基本的な考え方などを取りまとめております。

22ページ、23ページで、「都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方の視点」をお示ししていますが、視点1については継続とさせていただいて、視点2では、「本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援」と修正しまして、主体として「民間団体」を加える修正を行っております。

このほか、依存症対策の方向性を各区分ごとに記載しておりますが、現行計画の5つの区分を継続することを前提にまとめております。

その中で、24ページの「予防教育・普及啓発」においては、一般の方への普及啓発を考慮し、文章としては「依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないように、正しい理解を促進します」という記載を追記しております。

また、同じページの最後では、取組の実施に当たって、留意事項として、「民間団体等の連携をより一層推進」する旨を記載してございます。

続いて、25ページ以降の「第5章」についてご説明させていただきます。

冒頭で、米印「今後の取組等は現在調整中」と記載している旨をご説明しましたが、繰り返しになりますが、都の予算公表前ということもございまして、新規事業などの記載は差し控えさせていただいておりますので、ご了承ください。

この取組は、5つの区分に基づいて記載しております。

まず25ページ以降の「予防教育・普及啓発」でございますが、このうち予防教育について、現状の課題として、これまでの学校教育をはじめとした記載をしております。

26ページの「予防教育」に関する「今後の取組」として、精神保健福祉センターにおいて民間団体と連携し、区市町村等の関係機関において、ギャンブル等依存症に関わる職員を対象に、正しい理解を促進するための予防教育や情報発信を検討・実施する旨を記載しております。これは学校教育以外での予防教育の必要性があるという認識に基づいて、追記したものになっております。

同じ26ページの「普及啓発」に関するものとして、「現状」でリーフレット配布や都民向けフォーラムの記載をしておりますが、これに加えて、「本人や家族は、ホームページを自ら検索するなどして相談機関等につながっているケースが過半数を占めています。また、公営競技等の車馬券の購入に当たっても、インターネットを利用しているケースが過半数を占めています」という形で、課題の前提として、ギャンブル等におけ

るインターネットの普及状況を記載しております。

また、続く「課題」では、これまで記載していた啓発の必要性に加えて、「国の調査では、本人や家族が相談機関を利用するまでの期間が平均2～3年程度と長くなっていくこと」、「全国ギャンブル依存症家族の会によると、その間に借金が膨らむなど事態が深刻化するケースが多く、相談に行く勇気がない、身元を知られることが不安などの声も聴かれ」、「早期に問題に気付かせるような啓発が求められ」ること、「インターネットを利用してギャンブル等を行っているケースが多いことから、情報発信に当たっても、インターネットを積極的に活用することが必要」であることを記載しております。

このように、実態調査の結果やインターネットの利用状況を踏まえた課題を設定しております。

27ページの「今後の取組」ですが、これまでの都民向けフォーラムなどの継続事業に加え、関係事業者や民間団体の取組の紹介や、ギャンブル等依存症の研修講師の紹介等、効果的な普及啓発や情報発信における連携を促進することを検討することとし、連携促進について記載しております。

また、一般の方に依存症に関する正しい知識を持ってもらい、偏見等が生じることがないように、社会的な理解促進を図るものとして、一般の方への普及啓発の必要性も示しております。

次に、27ページ以降の「相談・治療・回復支援」ですが、これは「現状」としては精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談や家族講座などを記載してございます。これに対応する課題として、本人のみならず、家族についても正しい知識を持つ必要性などを示しております。

これに加えて、28ページで、「課題」として、「ギャンブル等依存症で悩みを抱える若者が増加してい」ること、「ギャンブル依存症問題を考える会によると、同会への相談に占めるオンラインギャンブルの割合は急増しており、20歳代から30歳代の若者が多額の借金を抱えるケースが多く報告されてい」ることという形で直近の状況を踏まえた問題提起を行っております。

そして、続く「今後の取組」として、これまでも民間団体の活動や重要性などを伝え、民間団体につないでいく旨を記載しておりました。この記載に加えて、「精神保健福祉センターの依存症相談拠点としての機能強化に向けた検討を進めます」として、相談拠点の業務内容等について、改めて確認していく必要性を記載しております。

さらに、29ページでは、「ギャンブル等依存症の背景にある問題も踏まえ、保健所等からの依頼に基づき、必要に応じて、精神保健福祉センターのアウトリーチ事業や短期宿泊事業につなげるとともに、本人や家族等を多重債務などの相談支援や医療機関などにも適時適切につなげ」ること、「ギャンブル等依存症においては、多重債務問題をはじめ、家族に多大な影響を与えることから、家族講座を実施し、家族の対応力向上や負担軽減を図るとともに、アクセス向上・効果的实施に向けて取組を進め」ること、

「本人の回復のために、ギャンブル障害回復支援プログラムを実施」し、「実施に当たってはアクセス向上や継続的なプログラム利用に向けて取組を進め」ることなどを記載しており、センターの機能を有効に活用することを記載してございます。

このほか、29ページ以降で、「消費生活」「多重債務」など、いわゆる「ギャンブル等依存症関連部分」に関する記載をしておりますが、基本的に事業の継続を予定しております。

31ページの「医療提供体制の整備」については、「現状」では、依存症治療拠点機関における受診後患者支援などを実施しておりますが、「昭和大学附属烏山病院に加え、令和6年12月には、医療法人正心会よしの病院を新たに専門医療機関に選定」した旨を追記しております。

続く、「課題」の部分ですけれども、依存症専門医療機関の選定について記載しております。これに加えて、「ギャンブル等依存症の方が必要な医療を自ら選択し、速やかに治療を受けられるようにするためには、専門医療機関をさらに拡充していく必要があること」、「ギャンブル等依存症は、身体的な症状がなく、治療につながりにくいため、必要な方を確実に医療機関につなげるとともに、退院後も継続的に支援していく取組が求められ」ること、「ギャンブル依存に至る原因として、発達障害の特性が影響しているケースが多いことが指摘されており、昭和大学附属烏山病院の調査でも、ADHD患者の一定割合がギャンブル依存症疑いであったとの結果が得られてい」ということを記載しております。

対応する「今後の取組」では、依存症専門医療機関の追加選定について記載しております。

加えて、31ページで、「専門医療機関を中心に地域の医療連携を進めるとともに、ギャンブル等依存症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行う診療所を含む医療機関」を選定することを示し、治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院を中心とした医療連携を示しております。

また、32ページでは、「精神保健福祉センターの相談事例において発達障害の特性のある方に関して、必要に応じて東京都発達障害者支援センターとの連携を進めるとともに、依存症専門医療機関と発達障害支援センターとが連携できるような関わりを推進していくことにより、ギャンブル依存と発達障害が併存する患者への効果的な治療や支援の方法について検討を進め」ることとし、発達障害などを併せて抱えている方への対応について取り組む方向性を示しております。

32ページでは、民間団体による支援について記載しております。

「現状」として、民間団体が精力的な重要な活動を行っていることなどを記載しております。

続く「課題」のところで、下線は引いておりませんが、記載内容としては、「国の実態調査や精神保健福祉センターでの相談事例からは、インターネットを利用したギャン

ブルの増加や若年層への広がりなどが見られており、民間団体のノウハウ活用に向けた効果的な連携を推進していく必要があ」ることなどを追記しております。

また、これに対応する「今後の取組」としては、民間団体の活動や重要性を情報発信することなどを記載しておりますが、これに加えて、効果的な連携を推進していくことに取り組んでいくことを検討しております。

続いて、「依存症対策の基盤整備」でございますが、33ページ以降で、「人材の育成」について記載しておりますが、「現状」として、精神保健福祉センターで実施している相談従事者向け研修などを記載しております。これに対応する「課題」として、職員の対応力向上をはじめとする人材育成を挙げております。

33ページの「今後の取組」で、引き続き、職員の対応力向上研修などを記載しております。加えて、「都内の精神科医に対する研修を実施し、ギャンブル等依存症に関する治療を担う医療機関の確保や医師の養成につなげる取組を進め」ること、「依存症治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院において、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成するほか、病院見学会を実施し、医療従事者や関係機関の理解を促進する取組を進めるなど、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備」するなど、医療に関わる人材育成のより一層の推進について記載しております。

また、「企業等において、ギャンブル等依存症への正しい理解が進むよう、必要な取組について検討・実施」するとしまして、産業分野における人材育成についても配慮しております。

普段は会社勤めをされている方でも、ふとしたきっかけから、ギャンブル等依存症の問題を抱える方もいらっしゃいますので、会社でも周りの方が早期に気がついて早期回復につなげることができる環境が必要だと認識しております。

34ページでは、「研修等の実施に当たっては、関係機関や民間団体から講師を招くなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互連携の取組を進め」るものとして、研修の実施の際に民間団体と連携を進める旨を記載しております。

続いて、34ページ以降の「包括的な連携体制の構築」という記載がございますが、34ページ、「現状」としまして、精神保健福祉センターにおける関係機関との連携について記載しております。このほか、「各地域において、区市町村、医療機関、民間団体、司法関係者等をメンバーとする連携会議を開催してい」る旨、実施状況を記載しております。

対応する「課題」としましては、関係機関や一般診療科医療機関等との連携について触れております。

そして、「今後の取組」においては、引き続き、連携会議の開催をはじめとする連携体制の強化などについて触れております。

同じページになりますけれども、「精神科医療地域連携事業において、東京都医師会

と連携し、一般診療科の医療関係者向け研修の実施や、関係機関と民間団体が連携した事例等を取りまとめ、周知するなど、地域における医療連携の取組を促進」するとして、専門医療機関以外の医療機関の連携などの方向性を示してございます。

35ページ以降で、「関係事業者の取組」を記載してございます。

「現状」では、それぞれ都内の事業者の取組状況を具体的に記載しております。それを受けて、「課題」の抽出と、「今後の取組」をまとめております。

項目は、「広告・宣伝・普及啓発等の取組」、「アクセス制限等の取組」、「相談・治療につなげる取組」、「依存症対策の体制整備の取組」、この4つに分けて区分して記載してございます。

41ページ以降で、「多重債務問題等への取組」について記載し、同様に「現状」「課題」「今後の取組」という形で整理しております。

項目については、「多重債務問題への取組」、「違法に行われるギャンブル等の取締り」について、区分して記載しております。

以上、素案本文から一部抜粋してご説明させていただきましたが、今後、予算公表後に一部修正を行う機会などがございますので、後日、その内容をご確認いただき、ご意見を頂戴できればと考えております。

当方からの説明は以上になります。

続いてですけれども、福祉局のほうで、事業の取りまとめということで、計画案について素案ということで整理させていただいておりますけれども、関係局から補足説明をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、出席している幹事の皆様。

最初に、教育庁の伊東幹事からご説明いただくことはできますか。

来年度以降の取組予定ということで、簡単に概要等をご案内いただければと思います。

○伊東幹事 教育庁の伊東です。お世話になります。

○事務局 お願いします。

○伊東幹事 教育に関しましては、学習指導要領で高校のほう、精神心疾患のところでギャンブル等について触れるようにするというところで記載がありますので、教科書のほうにも記載がございまして。そういったところ、各学校のほうに周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、警視庁の小原幹事、いらっしゃいますでしょうか。

○小原幹事 警視庁保安課の小原と申します。

ただいまご説明いただきましたこの推進計画の、違法に行われるギャンブル等の取締りという記載なのですが、こちらは記載のとおりでございましてけれども、保安課のほう

としては、違法に行われておりますマージャン賭博であったり、また、裏スロ賭博、また、オンラインカジノ、こういった違法行為について取締りを徹底していくということに加えて、事件広報をして、社会全体に警鐘を鳴らすというスタンスで取締りを実施してまいります。

加えまして、この取り締まった被疑者、また、その家族に対しても、相談窓口の教示や、違法性の認識というところも植え付けるとともに、SNSやポスターを活用して、広報、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続いて、福祉局生活福祉部の小林幹事、お願いできますか。

○小林幹事 生活福祉部の小林でございます。いつもお世話になっております。

私どものところといたしましては、主には多重債務問題に関する部分かというふうに思っております。現在も、引き続き、関係機関と連携いたしまして、多重債務の相談に乗っているところでございます。

福祉の分野が主ではございますけれども、私ども多重債務で行っております研修につきましましては、税務ですとか、その他、様々な関係機関の方も対象にして研修を行うとともに、多重債務に関するご相談があった場合には、多重債務だけではなくて、それに付随する問題も併せて、寄り添って解決していくということをモットーに置いております。

具体的に依存症等につきましましては、この多重債務に関する事例検討等に精神保健福祉センターにも入っていただいて、事例検討を行ったり、実際に具体的な支援を一緒にやっていただいたりといったような、協働して解決に当たっていくということもしているところでございます。引き続き、実質的な連携を深めまして解決に当たっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○事務局 続いて、生活文化スポーツ局の野口幹事、お願いしてよろしいでしょうか。

○野口幹事 生活文化スポーツ局消費生活部、野口と申します。改めまして、よろしくお願い致します。

本日、資料4の素案の41ページに記載がございます、私どもも主に多重債務問題の取組ということで進めさせていただいております。

生活文化スポーツ局の機関であります東京都消費生活総合センターでは、消費者トラブルをはじめ、消費者の皆様から、多重債務問題を含めて相談を受けております。

その際、弁護士会ですとか、法テラス、司法書士会等の専門家に相談者を確実につなぐというスタイルで、相談受付をさせていただいております。

それから、毎年3月と9月に多重債務特別相談「多重債務110番」を実施しております。こちらで相談を受けて、専門機関につなぐなど、債務整理を含めて相談対応をしています。

毎年9月と3月に特別相談を実施しておりまして、3月は間もなくなんですけれども、昨年の9月にも多重債務110番を実施いたしました。2日間でしたけれども、2日間で寄せられた相談は、全体で164件でございましたが、そのうち、多重債務問題の背景にあった要因として、主な借入理由として、トップは生活費、低所得ということでしたけれども、その後、詐欺に遭ったとか、悪質商法などにはまってしまう、引っかかってしまう、だまされてしまったというのがあり、その次にギャンブル、浪費というのが出てきます。

ギャンブル依存と多重債務問題は深く関係しているということもございますので、引き続き、専門の機関と連携しながら、ギャンブル依存症の皆様からの相談にも対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

そうしましたら、引き続き、関係事業者の取組ということで、出席されている委員の皆様からも説明をお願いしたいと思いますが、特別区競馬組合の中島委員、お願いできますでしょうか。

○中島委員 特別区競馬組合の中島です。よろしくお願いします。

特別区競馬組合としましては、現在、ギャンブル等依存症の基本計画の見直しというものを、地方競馬全体、あとJRAも含めて、公営競技全体で行っているところですが、そちらの結果を待ちながら、引き続き、同様の取組を進めていきたいというふうに思っています。

CM関係でお話しますと、注意喚起の標語を掲載するとともに、ギャンブルというか、公営競技に関して、過度な表現にならないような形の制限を設けるとともに、ギャンブル等依存症の問題啓発週間においては、引き続き、積極的な啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、のめり込みを防止するため、競馬場場外発売場への入場制限や、インターネット投票のアクセス制限、ログイン時点でそういった注意喚起の標語を掲載するとか、そういった取組を行うとともに、また、ホームページにおいては、カウンセリングセンターの周知や依存症の早期発見につながるようなチェッカーの活用など、競馬場だけではなく、インターネットによる馬券購入も昨今多いので、そちらに関する取組も積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

すみません、簡単ですが、以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、立川市の福家委員、いらっしゃいますでしょうか。

○福家委員 立川市の福家でございます。

立川市としましても、競輪事業、全国競輪施行者協議会を通じまして、やはり、今後、我々職員のほうも、よくこのギャンブル依存症というものを理解して、そういう問合せ

とかにも対応できるように、しっかりと、もう少し業界全体で、事業者とか職員の研修会とかもやはり実施していかなければいけないというふうに考えていますので、そういったところもしっかりやっていきたいと思います。

また、引き続き、アクセス制限や入場制限、そういったものは継続してまいるとともに、あと、精神保健福祉センターなど、そういうところの相談のところがあるというのを、もう少し、例えば競輪場でチラシを配架するなどして、そういうところの周知も行っていけたらなというふうには考えております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

そうしましたら、東京都遊技業協同組合の小島委員、お願いできますでしょうか。

○小島委員 東京都遊技業協同組合の小島でございます。

まず広告についての対策としては、新聞などの折り込み広告には、必ずのめり込み注意の文言を入れるように指導しております。

また、認定NPO法人のリカバリーサポートなんですけども、こちらの相談窓口というものをしっかりと店内で告知するということで、これは「安心パチンコ・パチスロリーフレット」ということで、これを店内に必ずどのホールも掲示して、そして、この中でリカバリーサポート・ネットワークの電話相談、また、自己申告・家族申告プログラムの活用、それから保健所、それから精神保健福祉センターへの連絡、こういったことを告知してございます。

その他、これも認定NPO法人「ワンデーポート」というところで、こういった依存症になった方々の自立支援ということを実施しているといった次第でございます。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

以上、資料の説明と、関係機関と関係事業者からの補足説明をしていただきましたので、一旦、真田委員長の方にお戻しします。お願いします。

○真田委員長 ありがとうございます。

以上の事務局からの説明を受けて、これから意見交換を行いたいと思いますが、意見交換を行う前に、本議題について、何かご質問があればお受けしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。特には大丈夫でしょうか。

ご質問がなければ、具体的な取組の区分が5つ示されておりますけど、それぞれについてご意見をお伺いしたいと思います。

資料3を見ていただけると一番いいかなと思います。

次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画素案概要ということで、区分として5つ上がっています。

「第5章 具体的な取組」の区分が5つありますので。

まず、区分1ですね。「予防教育・普及啓発」。こちらについてご意見を伺いたいと思

いますが、皆様、いかがでしょうか。

○田中委員 先ほど教育庁のお話があったと思うんですけれども、高校の教科書に確かに精神疾患としてギャンブル依存症があるという一文は加えられたんですけれども、ここに指導に当たる教員の養成というふうになっていまして、高校の先生たち、私たちもいろいろ話を聞いて、どんなふうに指導したらいいか分からないと、あそこの文が一文に入っているだけで、我々も何を伝えたらいいか分かりませんということをしごくよく聞くんですね。

この指導に当たる教員の養成というのは、具体的にどういうことが行われることなのかというところをちょっと伺いたいなと思いました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、伊東幹事でよろしいでしょうかね。

○伊東幹事 ありがとうございます。

教科書の中に、コラムですとか、また、中には本文の中にも入っていたりしますので、そういったところの活用をしながら、というふうに考えております。

あと、取組の内容、どういうふうな取組をしているのかといったところの情報収集をした上で、共有しながら進めていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員 ぜひ教職員の先生方と我々との連携、研修なんかの実現なんかにご尽力いただけたらというふうに思っております。

○伊東幹事 ありがとうございます。今後、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○橋本幹事 事務局からですが、この普及啓発、特に予防教育のところもだいぶ大きな論点として、やはりまだ十分に情報が伝わっていないとか、あるいはその情報が集約されていないのでなかなか分かりづらいと、そういうことがこのギャンブル依存症に対する偏見ですとか、誤解を生んでいると、こういったようなご指摘がありましたので、その辺りは、それはまた、ちょっと今回書き切れていないものを、次回、予算との関連で少し詳しく記載ができる部分もあろうかと思うんですけれども、現時点でご覧いただいたものにつきましては、今申し上げた論点を少し際立たせるような感じにしています。

あわせて、今ちょっと田中委員からあった予防教育のところ、私も1個確認したいなと思っていましたのは、25ページの本文、26ページの新たな記載として、センターを活用して、民間団体と連携して、区市町村など関係機関の職員を対象に予防教育を進めていきますという記載を書いています。

会議のときに、依存症に対応する行政機関の職員とか、相談する職員に必要な研修を受けてもらうべきじゃないかみたいなこともおっしゃっていたかと思うんですけど、この予防教育とか、実際、行政側、施策を遂行する側で、普及啓発の足りていないところ、

もっとその辺りをしっかり進めていくべきではないかというところがあれば、その対象ですとか、内容ですとか、そういったところについてのご助言を皆様からいただければと思っています。よろしくお願いします。

○真田委員長 ありがとうございます。

今の点に関しては、いかがでしょうか。

○田中委員 私からいいですか。

今のご質問で、もうちょっと普及啓発の実施というようなところで何かいいアイデアということかなというふうに思ったんですけど、私たちも東京都の情報をいろいろ収集しているんですが、昨日か何か、マスコミのほうで、小池百合子都知事と一緒に、何か闇バイトの、ゲームで闇バイトを予防教育するというものが発表されていたんですね。

それで、ギャンブル依存症と闇バイトはものすごく近くにあるので、ゲームで闇バイトの予防教育というところに、例えばオンラインカジノみたいなものを入れていって、やってもらうみたいなことはできないのかな、みたいなことをちょっと話していたんですけども、他部門でもいろいろ予防教育をやっていますよね。

このギャンブル依存の問題はいろいろな社会問題と関わって来たりするので、そういう東京都内の中で他部門の方と連携していただいて、こういったものをちょこちょこいろんなところにも入れてもらうということはどうかなと思っていました。

○橋本幹事 ありがとうございます。今ご指摘をいただいた事例が、実際にこのギャンブル等依存症の予防教育で連携できるか、これはきちんと持ち帰って確認が必要なんですけども、おっしゃる趣旨としてはまさにそのとおりで、そもそもやっぱりいろんな関係機関ですとか、いろんな問題を横断している依存症ですので、それぞれがやっている予防教育・普及啓発との連携というのは、これは視点としては重要かと思っておりますので、何らかの取組ができないかどうかについても検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかは、こちらの予防教育・普及啓発に関してはよろしいでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして、具体的な取組、区分2ですね。

「相談・治療・回復支援」、こちらについてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員 東京都社会福祉協議会の佐藤です。

お話を伺っていて、非常に勉強になり、参考になるなと思っておりました。

この2の「相談・治療・回復支援」のところで、資料32ページのところに、民間団体による支援という部分で、これはもうこの委員会でもかなりご議論やご意見が出ているかなと思いますが、やはり最終的に地域ベースで考えていったときに、当事者や当事

者家族への支援、私どもも東京ボランティア市民活動センターという市民活動ボランティアグループの支援の部門というのを持っておりますけれども、やはり当事者の活動、当事者家族の活動というところを、どれぐらい支え合いとしてサポートしていけるか、そういった活動というのが非常にやはり財政的には厳しいところも当然あるので、やり方を考えなければいけませんけれども、継続的に、活動への金銭的な、活動費用ということも含めて、そういった支援をするということも、今後、地域でのそういった支え合いの活動を広げていく上で、非常に重要なのではないかというふうに感じました。

以上です。ありがとうございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

こちらに関しては何かありますか、事務局からは。

○橋本幹事 今のご指摘についてですけれども、これも第1回、第2回の会議も含めて、ずっとご意見として、ご要望としていただいている部分でございます。

とりわけこの「相談・治療・回復支援」のプロセスにおける機能強化というところは、これは普及啓発をしても、それが支援につながらなければ仕方がないわけですので、非常に重要なプロセスだと思いますし、ここできちんと連携をしていかなきゃいけないのは民間団体の皆様というふうに思っておりますので、この実際の連携あるいは支援の方法につきましては、これは継続して今検討しているところでございます。

来月以降、また、予算の関係も含めて、きちんと整ったところで、また皆様に共有させていただいて、ご意見をいただければというふうに思っております。

以上です。

○真田委員長 ありがとうございます。こちらの2番目の「相談・治療・回復支援」については、ほかご意見はありますでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、続きまして、具体的な取組の区分3ですね。

「依存症対策の基盤整備」、こちらについてのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 いいですか。各競技場といいますか、公営競技の皆様にも相談業務ということでお力添えいただいているかと思うんですけれども、やっぱり公営競技とか、そういったところの窓口になっている方々が、あまりこういう、民間団体がどういう支援をやっているとか、自助グループとか、あとは家族会とか、当事者会とか、そういったことをあまりご存じなくて、なかなかつながるということがないんですけれども、このたび東京都では残念ながらないんですが、J R Aの相談から家族会につながってきたという人が初めていたんですね。

それが滋賀県だったんですけれど、その方が本当に目覚ましく、そのご家族がめちゃくちゃ大変な案件だったんですけれども、犯罪絡みで、巨額横領事件みたいな感じだったんですけれど、そのJ R Aの方がつないでくれたおかげで、その人も何とか執行猶予を勝ち取って、回復施設につながることができ、また、お母さんのほうも、滋賀に家族会が

なかったものを、中心人物となって、今、家族会を立ち上げるみたいなことをやっていただいたりということがあって、本当に大変驚いてもいるんですけども、感謝しています。

ということで、せっかくこういう連携会議で、競技の運営側の皆さんと私たちがつながることができたので、ぜひそういったアナウンス、私たちみたいなところがあるというところも強化していただけるとすごくありがたいなと思います。

相談窓口というのは、相談電話をしたってギャンブル依存症の問題なんて解決しないんですよ。そんな電話して一発で解決するんだったら誰も苦労しないというような状況なので、そこは実際、裁判をどう戦おうとか、本人をどう説得しようとか、そういう、本当に伴走支援が重要なので、そういった相談窓口の方々に私たちの仕事を、やっている活動なんかも、もしよかったら研修とかで知っていただいたりとか、そういう場を設けていただいて、強化していただけたらなというふうに思っております。

それと、あともう1点、小島委員にお願いなんですけれども、やはりギャンブルの入り口というのは、一番年齢制限の開始年齢が早いパチンコがやはり最初になっていて、今、何か、若い子たちに話を聞くと、パチンコしながらオンラインでいろんなところにやっていたりというようなことをやっているみたいなんですね。

なので、この若年層の相談体制の整備とか、あと、地域ネットワークの強化というところで、若い子の啓発みたいなポスターとか、そういったものにご尽力いただけたら、すごくありがたいなというふうに思っています。

特に若い子たちは、本当に、前にも質問したんですけど、オンラインカジノをパチンコ業界がやっていると思っているんですね。結構、スロットマシンや何か。だから、一切関係ないし、あれは違法だということを強く訴えていただけたらなというふうに思っています。

○小島委員 どうもありがとうございます。東京都遊技業組合の小島でございます。

今ご指摘のように、若年層がパチンコ店で遊技するということがあると大変なことになりますので、元々ホールでは18歳未満の入場と遊技は法令で固く禁じられています。また、それを黙認した場合は、ホールのほうも営業停止処分という非常に厳しい処罰を受けることになっています。

そんなことから、ホール入り口には必ず18歳未満の入場と遊技禁止ポスターの掲示、そして遊技機の上にカードユニットという券売機の一台一台ごとに18歳未満の遊技の禁止というステッカーを貼るなど細心の管理体制で臨んでおります。また、警察庁作成の「オンラインカジノは犯罪です！」のポスターをホールの目立つ箇所に必ず掲示するようにしており、これらの取組や依存症対策全般が組合員ホールにおいて確実に実施されているかどうかを、組合傘下の健全化センターが常に巡回してチェックする仕組みになっております。

先ほど公営競技では、依存問題についての理解関心が末端の従業員まで及んでないのではとのお話が出ましたが、我々遊技業界では、パチンコ・パチスロアドバイザー制度というものを、この依存症対策の問題が立ち上がった直後の6年前から実施しており、通信教育も含めて、今4,000人近い資格者がおります。

このプログラムをつくっていただいたのは、平成18年に依存問題の電話相談窓口であるリカバリーサポート・ネットワークを設立され精神科医でもある西村直之氏です。我々の商売は対面でスタッフが常にお客様と直接接しておりますので、必ず先ほどの安心パチンコ・パチスロリーフレットを示して、電話相談コーナーや精神保健福祉センターを紹介する、そういった役割を持つのがパチンコ・パチスロアドバイザーであり、業界一丸となって常日頃から依存問題の予防と啓発に努めているところです。

○事務局 ただいまのご意見の中で、公営競技と民間団体の連携についてお話しいただきましたけれども、最初にお話が出ました競馬の関係で、中島委員のほうから、何かご意見等はございますでしょうか。

○中島委員 JRAがそういった取組をしているということは、すみません、私も存じ上げなかったもので、貴重なご意見をお聞かせいただきありがとうございます。

次の課題にもなるんですけれども、関係事業者、我々公営競技の主催者と依存症対策を行う関係団体との連絡というのが次のステップになるのかなと。

我々主催者が取り組む内容については、これまでのことをやっていくということはもちろんのことなんですけれども、そういった依存症対策を行う関係者との連携というのも、この次のステップとして取り組んでいくのが今後の課題かなというふうに認識しておりますので、また改めて、事務局のほうからJRAの担当者と少し話し合いをしたいというご意見もいただいていたので、その辺をまた具体化させていきたいなというふうに思っています。

○橋本幹事 ありがとうございます。

今回示している素案の中でも、34ページになるんですけど、「今後の取組」のところ、すみません、ちょっと線を引き忘れているんですが、福祉、司法、民間団体、関係事業者、警察、行政等、ギャンブル依存症の支援に係る地域の関係機関の顔の見える関係を構築し、連携体制を強化していくということで、今ご指摘のあった民間団体の皆様と関係事業者、警察といった、今回参加していただいている皆様の様々な意見交換の場というのは、何らかの形で作っていきたいというふうに、事務局としても考えております。

以上です。

○田中委員 いいですか。

○真田委員長 どうぞ。

○田中委員 真田先生のところで、多分、支援者の研修とか、ネットワークづくりということをされているんだと思うんですね、東京都の拠点病院として。その中で、関係事業

団体の相談担当者の方とか、そういった方とかに、今後は少し研修に入っていただくとかということは、先生のほうではいかがでしょうか。

○真田委員長　ありがとうございます。

それはもう、ぜひ、こちらとしてはウェルカムですね。

昨年、こちらの資料のどこかに書いてあったと思いますが、烏山病院で病院見学等を行っていますけど、幅広い、本当に業種の方、医療関係者のみならず、司法関係とか、弁護士さんとかもそうですし、多くの方が病院に来られていますので、そういった中で、こういう公営競技の方とかもぜひ来ていただければというふうに思いますので、そういう声かけとか、働きかけもちょっとしていければなというふうに思います。

ありがとうございます。

○田中委員　お願いします。

○橋本課長　今、真田委員長がおっしゃった記載は33ページの下のほうに書かせていただいております。

○真田委員長　そうですね。

それでは、こちらの区分3に関しては、ほかご意見はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしければ、続いて、次の区分に移りたいと思います。

区分4になりますね。先ほど少しお話が出ていましたが、「関係事業者の取組」、こちらに関してのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

こちらは、ご意見はよろしいでしょうか。幾つか関係団体の皆様からも、既に説明のところでお話はいただいておりますが。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますかね。区分5になります。

「多重債務問題等への取組」。こちらに関してのご意見を伺いたいと思います。

こちらに関しては、いかがでしょうか。

○森野委員　よろしいでしょうか。

○真田委員長　はい。森野委員、お願いします。

○森野委員　多重債務の問題が一番発生する問題で多いことは事実だとは思いますが、これは事態が起きる前の「予防教育・普及啓発」の次に、起きたときの「相談・治療・回復支援」の次に何か起きたときのことだとは思いますが、多重債務問題というと、何か、それに具体的に意識が集中したので、その派生する問題とか、実際に生じた問題とか、何かちょっとそういうような一般的なことにできないかなというのを思うと、あと、先ほど話もありましたけれども、派生する問題はどんなものがあるかというと、借金の問題と、もう一つ、違法なカジノの問題、警察の取締りのことが書いてあるんですけれども、実は先ほどあったように、闇バイトだけではなくて、一般的な窃盗とか、横領とか、そういう経済事案も多いですね。

あとは、私がいろいろ相談を受けていたり、精神保健福祉センターの家族教室の講師

とかをやっていて相談を受けるのは、家族内での問題、家族に対する暴力、暴言であるとか、家族からお金を脅し取るとか、必ずしも犯罪行為とか、問題行動として認知されないような派生問題のほうが圧倒的に多いような気もして、ここでそういったことを適切に表現できるかどうか分からないんだけど、ギャンブル依存症で派生するいろんな問題が多様になって、それに取り組む必要があるということを書くことと、それから、もう一つ重要なのが、よく読んだら書いてあるんですけども、派生する問題に適切に対応するだけではなくて、その派生する問題の根本にギャンブル依存等の問題があるということで、それに対する手当もするように、派生する問題に適切に対応だけではなくて、ギャンブル依存症の治療にもつなげるようにというのをやはり強調しておいたほうがいいので、そういう意味では、普通に問題が発覚するのは、ギャンブルをやっている、何かおかしいではなくて、実際に借金をたくさん重ねて、何だろうと思ったらギャンブルが原因だったとか、あるいは犯罪行為の背景にギャンブルがあったとか、派生する問題を通じてしか、ある意味、問題というのははっきりしてこないような気がするもので、この部分の書きぶりをもうちょっと工夫してもいいのかなというふうに思いました。

○真田委員長 ありがとうございます。

事務局のほうから。

○橋本幹事 ありがとうございます。

今の事項のところは、おっしゃるとおり、まず多重債務の問題ということと、違法に行われるギャンブルの取締りという、この2本しかございませんので、派生する問題をどこまで、現状、課題を記載できるかちょっと分かりませんが、その他、影響のあるものにつきまして、少し先生のご意見も伺いながら、記載の追加を検討したいと思います。ありがとうございます。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか、ほかは。

特になければ、次の議題に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから、そのほか説明等があればお願いしたいと思います。

○事務局 そうしましたら、資料5の次期ギャンブル等依存症対策推進計画、こちらは「策定」と書いてあるんですけど、改定に係る今後のスケジュールをご覧いただければと思います。

本日いただいたご意見を踏まえ、今後1か月のパブリックコメントを実施し、都民の意見を募る予定であります。

内容については、本日ご確認いただいた資料4を基本としてございますが、必要に応じて、真田委員長と調整させていただきたいと思っております。

また、先ほどご説明させていただきましたパブリックコメントにおいては、来年度実施する具体的な事業を記載したものを公表します。そのため、本日の資料とは、幾分内

容の変更があるため、委員の皆様には、事前にパブリックコメント案を送付し、ご意見を頂戴することとさせていただきます。回答様式や期限等については、その際に、別途、ご案内したいと思います。

次回の第4回委員会は、3月の実施を予定しています。委員の皆様のご意見やパブリックコメントの結果を取りまとめ、また、国の動向を反映しまして公表案を作成し、皆様にご意見を頂戴したいと思っております。

また、本日の議事につきましては、記録作成後、各委員にご確認いただく予定であります。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○橋本幹事 事務局から追加ですけれども、今日は、資料をお送りするのも直前になってしまいまして、内容も非常に大急ぎでご説明したものですから、なかなか伝わりづらい部分もあったかと思えます。

大変重要なところ、このパブリックコメントの前の、都民の皆様にご意見を伺う前のところ、この素案の修正後の送付と、ここが極めて重要だと思いますし、この後も様々なご意見を恐らく都民の皆様からもいただくであろうと思えます。

併せて皆様からも、今日の資料だけではなくて、事前送付案をご覧いただいて、また改めてご意見をいただいたものを、最終的には3月の第4回においてしっかりと取りまとめをしてご報告したいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○真田委員長 ありがとうございます。

皆様のほうから、何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題に基づく議論は以上となりますが、そのほか、全体を通してご意見、ご質問等があればお伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員 もう会議も終盤ですけれども、この会議というのは、推進計画の策定のための会議なので、こういうペーパーにどういうふうを書くかとか、こういう計画を残すかとか、そういうことが重要なのかなと思うんですけれども、せっかくこうやって顔を突き合わせて、実際に関係者が集まる場でもあるので、今年度は難しいにしても、一度、皆さんで、例えば真田先生のところの病院の見学に行ったりとか、あと、東京にも回復施設がありますので、そういった回復施設を見に行ったりとか、我々の相談会の様子を見学に来ていただいたりとか、実際問題、ギャンブル依存症の現場でどんなことが起きているのかというのを関係団体の方に見ていただきたいなと私としてはすごく思うんです。

それによって、ものすごく温度差があると思うんですけれど、この委員の中にも、やっぱり私たちはものすごく必死感があると思うんですけれど、まず、あまり現場のことは分からないよというような方々もいらっしゃると思うので、今度から、こういう会議が開かれるときには、そういった、まず委員がきちんと現場の問題を理解するということも

考えていただけたらなというふうに思います。

○橋本幹事 ありがとうございます。

一つご提案をいただきましたので、これは関係事業者の皆様、それから、私ども都庁の関係局の職員も含めて、現場をお借りして伺わせていただく機会を何らかの形で私ども事務局からも提案していきたいと思いますので、お聞きの皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田所委員 家族の会の田所です。先ほど田中さんがおっしゃったように、家族の会も月に今まで1回でしたけど、2回開催することになったので、西地区と東地区で、ぜひそういう機会が、この場だけじゃなくて、そういう家族の会の開催を毎月やっていますので、ぜひ参加していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○橋本幹事 承知しました。また改めてご相談をさせていただきます。

○真田委員長 ありがとうございます。

ほか全体を通して、ご意見やご質問はありますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、本日は、皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。第3回ということで、最初に事務局からお話があったとおり、ちょっと時期が都の予算の公表前ということで、具体的な取組、皆さんに5つの区分についてそれぞれご意見をお伺いしたんですが、なかなか具体的な方向性、こちらはまだ（案）ということでお見せていけない部分がありますので、先ほど事務局からも話がありました、2月に入りましたらもう一度修正版を皆様にお送りするということですので、そこでぜひ、皆さん、活発にご意見をいただければというふうに思います。

それを踏まえて、次の3月の第4回の委員会のときにしっかり案を出せればというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。本日も熱心なご議論、ありがとうございました。本事業につきましては、引き続き、取組を進めてまいりたいと存じますので、皆様のご協力を賜れば幸いです。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。

午後3時23分 閉会